

○ 萩まちじゅう博物館条例

江戸時代の町割りが残る城跡や町屋、維新の志士の旧宅などの資源を「おたから」として位置づけ、「萩まちじゅう博物館」として、かけがえのない「萩のおたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする新しいまちづくりの取り組みを進めている。

・萩市の「おたから」とは、文化財はもとより、後世に伝えるべきまちじゅうの歴史や文化、自然や民族など、物語を持つものをおたから＝都市遺産として位置づけ、萩のまち全体を博物館として、まちなかを歩くことにより物語を知ることができるようになっている。
 ・運営主体としてNPO法人萩まちじゅう博物館がH16に設置され、博物館の運営やイベントの企画、観光客ガイドなど様々な取り組みをすすめている。



国指定史跡 萩城城下町



・市民活動団体が中心に、地域のおたからの発掘と活用を進めている。



・浜崎地区伝統建造物群保存地区では、おたから博物館というイベントを開催し、9000人でにぎわった。

29

○ 築城400年などを記念した城郭建造物の復原整備

熊本市では築城400年を記念し、「熊本城築城400年祭」(平成19年1月～平成20年5月)の開催を通じ、継続的に熊本の魅力を発信する事業として、また経済界、文化関係者等熊本の英知を結集し、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業を展開。

佐賀市では佐賀県100年を記念し、仮称「歴史資料館」建設地として本丸跡地が決定し、文化財調査の結果、礎石などが良好に残されていることから、天保期の本丸御殿を復元。平成16年より佐賀城本丸歴史館として公開。



戌亥櫓(いぬいやぐら)
平成15年8月完成



佐賀城本丸歴史館と
共に観光拠点として活用



未申櫓(ひつじさるやぐら)
平成15年8月完成



佐賀城本丸歴史館内の展示



歴史館周辺

本丸御殿復元予想図
平成20年4月より一般公開予定
資料提供:熊本城総合事務所

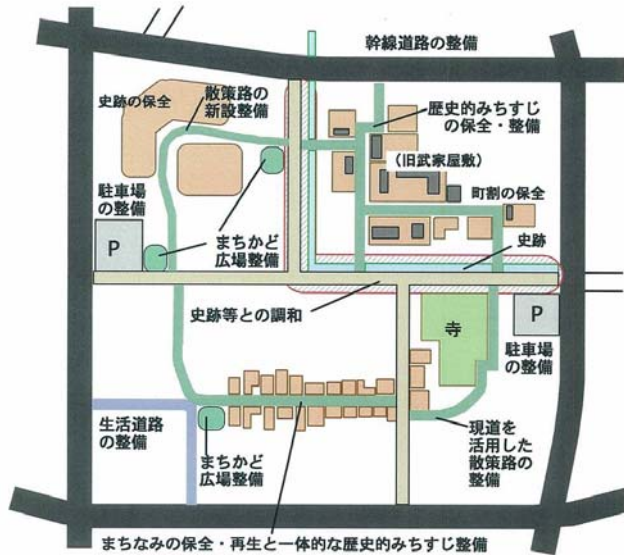
147

30

○ 歴史的地区環境整備街路事業

歴史的地区環境整備街路事業とは

歴史的地区環境整備街路事業とは、歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路の整備にあわせ、歴史のみちすじを含む地区内道路の体系的整備を行うこと等により、歴史的環境を保全しつつ、面的な街路整備を実施するもの。



都市計画道路が古い街並みを貫通してた都市計画を変更して、地区内に幹線道路を通さずに、地区周囲に幹線道路を整備。これにより、自動車と歩行者の分離を図り、地区内を歩いて移動が可能となった。



事業箇所数: 83地区 うち23地区事業完了

(3) 歴史的建造物等の喪失

○ 歴史的建造物等の喪失状況

□ 石川県金沢市中心部

歴史的建築物: 約10,900棟(1999年)→約9,500棟(2004年) (▲12.6%)

※調査: 金沢市資産税課

□ 山口県萩市旧城下町地区

伝統的建造物: 1,604棟(1998年)→1,434棟(2004年) (▲10.6%)

その他伝統要素(塀、垣等): 3,825件(1998年)→3,460件(2004年) (▲10.0%)

※調査: 九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門

歴史的文化的資産(建築物、工作物、塀、垣、自然物等)

: 6,449件(1998年)→5,864件(2004年) (▲9.1%)

※出典: 萩市データ

□ 東京都台東区

住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まい: 537棟(1986年)→369棟(1999年) (▲31.3%)

※調査: 東京芸術大学・台東区(H14)

□ 京都府京都市(中京区、下京区の一部)

京町家: 7,308件(1996年)→5,992件(2003年) (▲18.0%)

※出典: 京都市データ



○ 歴史的建造物等の喪失事例

□ 北海道函館市
文化服装学院(T10年建築)

出典：函館市資料



伝統的建造物群保存地区にあった木造2階建。S63年に解体。

□ 山形県山形市
繁田園茶舗(S10年建築)

出典：山形市資料



建物の内外に当時から風情をとどめて営業していた。国道112号の拡幅(霞城改良事業)に伴い、H18年に解体。

□ 愛知県名古屋市
料理旅館大観荘(T12年頃建築)

出典：名古屋市資料



旧遊廓。都市景観重要建築物に指定されていたが、所有者の意向による解体に伴い解除。

解体前 → 建替後



□ 富山県高岡市

出典：高岡市資料



隣接する金融機関が自家用駐車場を整備するために、物件を取得し、除却したため、歴史的風致が喪失された。その後、木塀などで修景された。平成18年5月に除却された。

33

○ 歴史的建造物等の喪失危惧事例

□ 秋田県仙北市
旧大島商会建物



都市計画道路の拡幅整備に伴ない、壊失が危ぶまれている歴史建造物。現在は花屋として活用されており、曳屋工法に寄る保存が検討されている。

出典：仙北市資料

□ 滋賀県大津市



中世の堅田豪族の居初氏の邸宅(個人所有)。邸宅の庭園は国指定名勝。邸宅は天和元年(1681)に完成されたと考えられ、町屋に数寄屋造を取り入れた初期の遺構として重要であるが、現在転売の危機にある。

出典：大津市資料

□ 山口県萩市



元造り酒屋の土蔵は既に解体。主屋については活用されているが、文化財、景観重要建造物等の指定はなく、いつ解体されるかわからない。

出典：萩市資料

○ 不釣り合いな現代的建造物の建築

北海道函館市 出典：函館市資料
都市景観形成地域(歴史的景観地域)周辺に建つ8階建マンション(S62年建築)



当該地区は、高度地区で函館山麓地域の市街地における住環境の維持を図るため、当該地域に建築物の高さの最高限度を定めている。

滋賀県大津市 出典：大津市資料
蘆花浅水荘本屋(重要文化財)周辺のマンション



玄関の奥に既存のマンションが見える。さらに、平成19年2月隣接地に高層マンションの建設計画が持ちあがり、現在工事が着工されている。

石川県金沢市 出典：金沢市資料
県指定文化財「石川県民文化館」の背後に建つ高層マンション(尾張町)



当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

国重要文化財「尾崎神社」沿道正面のマンション



当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

長町武家屋敷群跡の背景に見えるビル



当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

(4) 歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況に関するアンケート調査

○ アンケート対象都市

(平成19年6月)

地域	類型	中心都市					特別枠	100選都市		合計 (重複除く)
		政治中心都市			文化中心都市			100選		
		宮都・幕府都市	国府・要地都市	城下町都市	文化財都市	神道都市				
北海道								函館市、小樽市	2	
東北			多賀城市	弘前市	平泉町、松島町			弘前市、黒石市、平泉町、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、仙北市	11	
関東			石岡市		日光市	鹿嶋市	日光市	水戸市、川越市、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、横浜市、小田原市、葉山町、大磯町、箱根町	16	
中部	北陸 甲信越		佐渡市、高岡市、小浜市	金沢市、加賀市、小浜市			諏訪市	佐渡市、高岡市、金沢市、加賀市、福井市、小浜市、勝山市、越前市、永平寺町、長野市、松本市、塩尻市、軽井沢町、小布施町	15	
	東海		高山市、磐田市		多治見市	伊勢市		岐阜市、高山市、美濃市、恵那市、各務原市、飛騨市、郡上市、富士宮市、名古屋市、犬山市、伊勢市、亀山市	14	
近畿		安土町、木津川市、五條市、吉野町	南丹市、大山崎町		宇治市、加古川市、葛城市、宇陀市、岩出市、高野町		宇治市、五條市、吉野町	彦根市、近江八幡市、東近江市、宮津市、木津川市、大阪市、堺市、富田林市、神戸市、豊岡市、篠山市、生駒市、葛城市、宇陀市、和歌山市、高野町	25	
中国			倉吉市、松江市	松江市、萩市	出雲市、廿日市市	松江市、出雲市	広島市、廿日市市	倉吉市、松江市、大田市、津和野町、岡山市、倉敷市、高梁市、呉市、尾道市、福山市、下関市、山口市、萩市、岩国市	17	
四国			坂出市					美馬市、高松市、琴平町、松山市、内子町、愛南町	7	
九州		朝倉市	太宰府市、苅谷市、西都市		豊後高田市、宇佐市	宗像市、宇佐市	那覇市、うるま市、読谷村、北中城村、中城村	北九州市、福岡市、大野城市、太宰府市、宇美町、佐賀市、唐津市、基山町、長崎市、熊本市、御船町、別府市、臼杵市、日南市、日向市、鹿児島市、知覧町	28	
合計		5	15	6	14	8	12	106	135	

※ 110都市(回収率81.5%)から180票(回収率80.7%)を回収

< 核となる歴史的・文化的資産について >

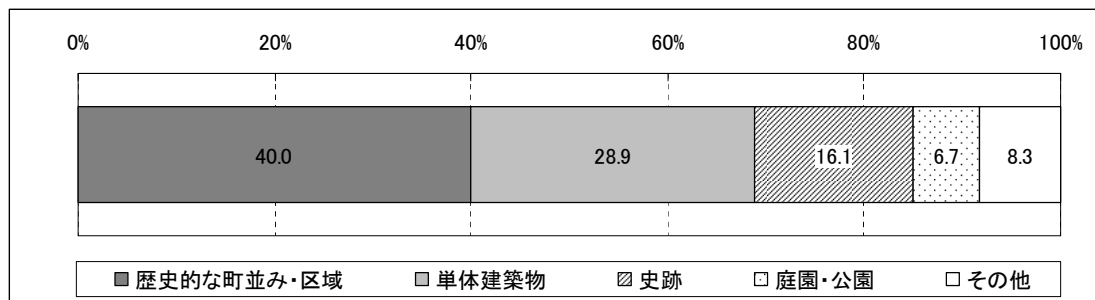
○核となる歴史的・文化的資産の設定と類型

核となる歴史的・文化的資産は、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれた資産、国指定文化財(国宝、特別史跡、特別名勝、重要伝統的建造物群保存地区)をもとに、1都市につき1～4資産を設定。

核となる歴史的文化的資産の類型区分

- ①歴史的町並み・区域 : 町並みや地区等の一定の広がりをもつ資産
- ②単体建築物 : 社寺・旧宅・町家・城郭等の単体の歴史的建築物
- ③史跡 : 城址や国府跡、古墳などの遺跡・遺構等
- ④庭園・公園 : 庭園や公園等の園地
- ⑤その他 : 独立峰や河川等の自然、街道、堀割・水路、橋梁等

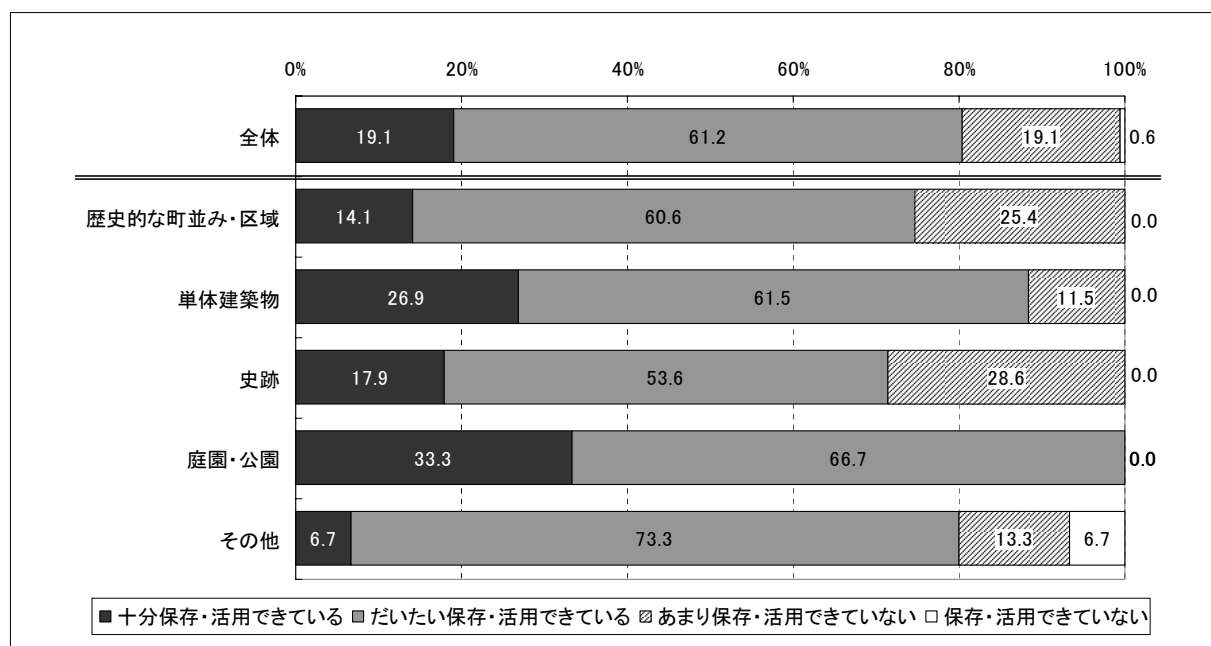
○核となる資産の類型 (合計180資産)



38

○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用状況に対する評価

その都市において核となる歴史的・文化的資産は、面的な町並み・区域という回答が4割を閉めたにもかかわらず、広範囲に広がり、私有地面積も多い歴史的な町並み・区域と史跡は、単体施設に比較して「十分保存・活用できている」という回答が少ない。



38

○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に關与して欲しい項目

全体：公共及び民間による維持・管理・運営等への補助・助成の要望、公有化のための補助の要望が多い。⇒財政的な支援要望が多い
歴史的な町並み・区域では所有者に対する意識啓発の支援、税制措置の要望も多い。
単体建築物は補助手続きの簡略化、その他は調査の実施・支援等の要望も多い。

(単位：%)

	「古都」への指定	買い取り・国有化	公有化のための補助	公共による維持・管理等への補助	税制措置(免除・優遇措置など)	法制度の充実・改正	補助制度の手続きの簡略化	調査の実施・支援等	民間技術者の育成	民間による維持・運営等への補助	資産の価値の伝達・広報	所有者に対する意識啓発	行政職員の意識啓発・技術向上	その他	特になし
歴史的な町並み・区域	0.0	14.7	32.4	48.5	25.0	19.1	19.1	19.1	10.3	44.1	16.2	25.0	13.2	5.9	0.0
単体建築物	2.0	4.0	4.0	20.0	4.0	8.0	24.0	16.0	8.0	16.0	8.0	8.0	8.0	12.0	2.0
史跡	4.2	12.5	25.0	54.2	12.5	4.2	12.5	4.2	0.0	0.0	4.2	0.0	8.3	20.8	4.2
庭園・公園	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0
その他	6.7	13.3	20.0	53.3	0.0	6.7	6.7	33.3	6.7	26.7	6.7	6.7	13.3	0.0	6.7
合計	1.8	10.2	19.8	38.9	13.2	11.4	17.4	16.8	7.2	26.3	10.8	13.8	10.8	9.6	3.0

39

○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に關与して欲しい項目
(自由記述)

具体的な内容について記述があった回答の主なもの

1. 買取り、国有化
 - ・所有者の高齢化、世代交代による消失、空き家化、商業目的の売却への対策として有効。
 - ・民間施設であり、維持管理に強制力が発生しない。
2. 公有化のための補助
 - ・史跡等購入費補助の創設、補助率の維持、アップ。
 - ・個人での維持管理が不可能な建造物の公有化への補助。
 - ・史跡外の公有化に対する補助制度の確立。
3. 維持・管理等に対する補助
 - ・行政と民間や企業、NPOなどが共同で、建物の保存活用事業を推進するための助成。
 - ・特別交付税の措置があるものの、担当課の裁量になっていない。
4. 税制措置(免除・優遇措置など)
 - ・相続税やまちづくり会社等へ譲渡した場合等の優遇。
 - ・景観重要建造物、国登録有形文化財に係る相続税、固定資産税の優遇措置。
 - ・企業の保有課税に対する優遇。
 - ・買収に係る収用法の適用、譲渡所得税特別控除の適用。
5. 法制度の充実・改正
 - ・建築基準法を改正し、木造の構造物を建てやすくしてほしい。
 - ・景観法第16条第2項(届出事項の変更)に該当する罰則の強化と広報。
 - ・軒裏防火等の基準、4m未満道路の接道義務及び後退規制、軒の道路内への越境など建築基準法の規制緩和。
 - ・景観重要建造物の保存活用に対する建築基準法の緩和規定の充実。
 - ・国登録有形文化財の建築基準法の適用除外。

40

6. 補助制度等の手続きの簡略化
 - ・国指定重文の修復等の際しての補助申請手続きの簡略化。
 - ・建築基準法の現状変更に係る手続きを簡略化してほしい。
 - ・間接補助の手続きの簡略化。
 - ・補助事業の現行変更申請の免除。
7. 調査の実施・支援等
 - ・歴史的・文化的資産の消失を防止するための日常的な調査。
 - ・史跡指定に向けた調査に係る専門家の派遣、調査方法などの指導。
 - ・建造物に限らず城下町全体の学術調査の実施。
 - ・文化財の価値を十分に把握するための詳細な調査に対する補助や支援。
 - ・歴史公園整備に係る事前の発掘調査に対する補助。
8. 民間技術者の育成
 - ・伝統的建造物の施工技術向上のため、マイスター制度を確立してほしい。
 - ・行政職員と民間人が一体となって、技術の育成ができるような研修システムの確立。
9. 民間による維持・管理等への助成
 - ・外観補修に対する助成。
 - ・環境美化、愛護運動、ボランティア団体活動の推進。
10. 所有者に対する意識啓発
 - ・所有者よりも、地域住民に対する啓発、訪問者への理解。
 - ・痛んだものも、修理でこんなに良くなるという事例をたくさん見る機会。
 - ・代替わりによる新しい所有者への意識啓発の支援。
11. 行政職員の意識啓発・技術向上の支援
 - ・研修会等への支援。
 - ・情報を得る機会。

41

第Ⅱ部 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の内容

1. 法律案の概要
2. 法律案の要点
3. 事業制度
4. 税制度

1. 法律案の概要

(文部科学省(文化庁)・国土交通省・農林水産省共管、予算関連法案)

市町村は、文化財行政とまちづくり行政の協働により、文化財を中心として形成される歴史的風致を活かしたまちづくりを推進し、国が地域の取組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る。
(正式法案名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案)



【参考】
閣議決定 1月29日(火)



(1) 歴史まちづくり(歴史的風致の維持及び向上)の必要性



○「歴史的風致」の定義に係る参考

「都市の風致」…都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえる。従って、本制度(風致地区制度)の対象となる地区は、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。(都市計画運用指針)

「伝統的建造物群」…周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(文化財保護法第2条第1項第6号)
伝統的建造物群保存地区…伝統的な町並みの景観を保存すると同時に、今の時代に力強く生きる“現役”の生活の舞台として整備し、次代に伝えていこうとする活動を、国が後押しする制度です。(文化庁パンフレットより)

「歴史的風土」…わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況(古都保存法第2条第2項)

「文化的景観」…地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(文化財保護法第2条第1項第5号)

45

(2) 歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの取組みの全国展開

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(S41)

- ◇ わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都における歴史的風土を、土地利用規制や損失補償・土地買入れにより現状保存を実施
- ◇ 京都市、奈良市、鎌倉市など**政令で指定する10都市**に適用

《社会資本整備審議会古都保全行政の理念の全国展開小委員会報告書(H18.6)》

古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在

- 「3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて
- (1) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくり
- さらに、国は、現行の**古都以外の都市であっても、国民共有の財産として保存・継承すべき歴史的な風土**については、国と地方の役割分担に配慮しつつ、歴史的な風土の価値や置かれている状況等を踏まえ、**国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべきである。**」

古都保存行政の理念の全国展開へ

《文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(H19.10)》

- Ⅲ. 文化財を総合的に把握するための方策
1. 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策
- (2) 具体的な方策: 文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり
- …地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体を中心とした取組みを国が支援する具体的な仕組みが必要である。…
- (イ) 歴史的な基本構想に対する支援の方策など
- 地方公共団体が、歴史文化基本構想を策定するに当たり、**国は、望ましい基本構想の策定のための指針の提示や、…優れた基本構想やそれに基づく保護のための取組みについて顕彰及び幅広い情報発信などを通じて、基本構想の策定の支援をする必要がある。**

歴史まちづくり法の制定を通じ、国は市町村の取組みを適切に支援

(3) 歴史まちづくり法案(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案)の概要

➤ **歴史的風致**とは、歴史的価値の高い神社、寺院、城跡等の**国民共有の文化的な資産**と、地域の**歴史・文化を反映しつつ営まれる人々の活動**が**一体**となって形成される**良好な市街地の環境**

歴史まちづくりを進める市町村の認定

- 市町村の申請を受け、国としての基本方針に基づき、文科大臣、国交大臣及び農水大臣が計画を認定
- 屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委任
- 協議会や支援法人(NPO等)を活用し、地域の意向や知恵を施策に反映

市町村全域の方針、重点区域、具体の施策を定めた計画を文化財行政とまちづくり行政が協働して推進

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物の復原・再生を支援

- 市町村が建造物を指定し、届出報告制・市町村等の管理代行により保全
- 申出により、管理や修理について文化庁が技術的指導
- 郊外における復原を迅速に行うことを可能とする開発許可の特例を措置
- 農用地区域内の開発許可に係る許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例を追加

歴史的風致を活かしたまちなみの再生

- 住宅地の規制のまま、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設
- 電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進
- 公園の地下空間を活用し、パークアンドライド等の駐車場を整備

復原・修復・修景等について、新事業(歴史的環境形成総合支援事業)の創設、公園事業の拡充等により強力に支援

公共施設・市街地の整備について、まちづくり交付金の拡充等により強力に支援

(4) 歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ

